

真字『正法眼藏』の研究(一)

—「正法眼藏成立史の研究」の一環として—

河 村 孝 道

序説——真字『正法眼藏』を繞つて——

一

禅門に於いて『正法眼藏』と指称される書には、大別して中国宋代・大慧宗杲(一〇八九—一一六三)の撰述に関わるものと、日本・永平道元禪師(一二〇〇—一二五三)の撰述に関わるものとの二種が存する。通常、前書は「大慧正法眼藏」と呼称される三卷より成る公案集であり、後書は「永平正法眼藏」と呼称される和文体より成る九十五卷(厳密には九十七卷⁽¹⁾)の『正法眼藏』を指称している。就中、永平『正法眼藏』に就いては、是れを厳密に言うならば仮字正法眼藏九十

七卷に對して、別に真字正法眼藏三卷(通称「三百則」と言われる)とがある。この真字正法眼藏は、道元禪師自身がその宗眼に照らして諸經典・語録・灯史書類より抄出された真字

(漢字)より成る古則公案の撰集本を謂い、仮字『正法眼藏』・『永平廣錄』其他の撰述書等に先行し、殊に仮字『正法眼藏』九十七卷成立への重要な史料的価値を有するものであり、謂者、仮字正法眼藏はこの真字正法眼藏を基胎として流出した自内証の表顕とも言う可きものである。

翻つて、現今、道元禪師に関する諸種の研究論稿の出版、現代語訳、或は其撰述・編輯に関する論議、及びその思想史的方法論による道元禪師の理解等が盛んに行なわれている。私自身、其等の種々の業績類に多くの啓発を受ける反面、その底本・校合本の取扱い方の問題、撰述論・編輯論に対する種々の推論的見解、或はその思想史的理義の線上に、『正法眼藏』中にみえる一見矛盾的対立的な問題をすべて鋳型化して解せんとする行き方——例えば出家・在家の二元的理解の上に立つて、其処から北越入山を起点として道元禪師の思想

的変化・展開を見んとする立場とか、或は臨済に対する道元禅師の贊否両論の問題を同じく入山年時の基点に見様うとする視点の問題等——に対して、全面的に賛同する事の出来得ないものを感ずるのは、私一人であろうか。私自身は、その研究目的とする所は道元禅師の宗教思想の体系論的研究にあるが、併しその思想的研究に当つては確たる原典史料の批判的研究を踏まえておく必要に迫まられ、以下、『正法眼藏』の成立史的研究及びその原典研究への分野に一步を印していく現状であるが、その歩みを通して、自らの見解に眼眩らむことなく道元禅師のこころに一步でも親近したいと念じているものである。本論稿は其様な些やかな願いに発する一端であつて、あの龐大な『正法眼藏』の絢蘭たる開花の蔭に、その成立への直接的な母胎としてあつた真字正法眼藏の存在に、暫く眼を注いでみたいと思うものである。

二

仮字正法眼藏の語、及びそれに対する真字正法眼藏の存在を示す記録としては、先ず①『道元和尚廣錄』(巻第八、永平元禪師語錄・法語第五段、文暦元年～嘉祐年間頃)に於ける法語が挙げられる。これは「三百則」等の古則の存在を暗示し、加えて後に三百則「序」の本文へと成文化される萌芽を見る事が出来る。即ち

大宰府野公大夫、乃儒林之學士也。留心祖道、日久歲深。自行異類中行也。甲午冬初以相見。乙未夏再以入室。賓主往来、正偏相交。自レ夏之レ秋月余之日、請益古則、舉拈新條。夫积嫡嫡相承而至達磨大師。師到神丹、面壁九歲、別無消息、末轍、獨接証契也。其証契者、唯証者印定于今世及矣。其証契時、曹谿水逆流、少林風西帰、是稱自証。誠哉誠哉、物物証人、人人証物、從始至終無有所欠。古人云、明々百草頭、明々祖師意、乃是謂也。而今野公欣求祖道之心、參訪知識之志、被于証動而証于動。動之与証、全波全水、乃活乃殺。仏祖稱之打得徹者也。遂乃明舉一於脚蹠、得例諸於方外、是稱無上菩提也。馬祖所云、自後胡亂後三十年、不曾闕鹽醬喫、乃之意也。此外古人入道之因縁、古德証契之公案、何物彼乎。昔俱胝一指、禾山打鼓、臨濟喝、德山棒、豈存許多之伎倆、唯是一道之証契而已。著眼於棒、拊手於喝、而不取余、而不看余。自然風行草偃、看風使帆、豈有窮極耶云云

⑩『正法眼藏八大人覺』卷に於ける識語「仰以前所撰假字、正法眼藏等皆書改、竝新草具都盧一百卷可撰之云云」(傍点筆者)。

⑪『龍泉通幻禪師喪記』(明徳三年記・二三九二)の記事、⑫『正法眼藏隨聞記』(長円寺藏本・寛永二十一年・一六四四、暉堂写)卷末識語。⑬面山瑞方(一六八三一七六九)の著『正法眼藏闡邪訣』(寛保二年・一七四二)に於いては、

以_ニ嘉禎改元乙未冬至日、編_ニ集古德機縁三百則、分為_ニ六卷_ニ自題曰_ニ正法眼藏、為_ニ序於卷首_ニ(中略)祖師又有_ニ仮字法語、亦係_ニ正法眼藏題、夫仮字祖師親所_ニ筆出、而門人辨翁等隨_ニ出編錄、至_ニ高祖四十六歲寛元三年乙巳三月六日_ニ始得_ニ五十六卷_ニ(中略)辨翁侍_ニ興聖_ニ時自集_ニ隨聞記六卷_ニ、門人書_ニ尾云、先師永平辨和尚在_ニ學地_ニ一日、學道至要隨_ニ聞記錄、所_ニ以謂_ニ隨聞_ニ者、如_ニ雲門室中真記・永平寶慶記、今錄_ニ集六冊_ニ入_ニ仮字正法眼藏、拾遺分内_ニ共嘉禎年中記錄也(中略)今時印本烏焉魚魯脫語不_レ一旦闕_ニ卷末語_ニ為_レ可_レ惜耳。今謂_ニ六卷_ニ宜_レ附_ニ仮字正法眼藏拾遺分_ニ者、欲_レ不_レ混_ニ祖師在_ニ先編集是真字_ニ之詞也、由_レ此觀_ニ之真字仮字兩編正法眼藏同是祖師所_ニ自題_ニ也彰彰明白矣。_ニ真字祖師親編故卷數既定如_ニ仮字_ニ則寬元三年既有_ニ五十六卷_ニ云云。⁽²⁾

とある事に依つて、真字・仮字両編の『正法眼藏』の在つた事が知られる。更に面山は同じく『闢邪訣』に於いて、真字正法眼藏を『通幻喪記』に見える「三百則_ハ通幻和尚親筆_ニ」⁽³⁾とあるものが其れであろうと推論し、且つその原本が相州(神奈川県)岡崎・紫雲寺秘藏の、文明辛丑(三年・一四七二)二月五日、濃州(岐阜県)脛長⁽⁴⁾・法幢寺に在つて書写した古冊に依るものであろうと言つてゐる。果して面山の推論が妥当か否かは、通幻手沢本の『三百則』及び文明書写本の『三百則』が紫雲寺及び法幢寺にも、実地調査の結果散佚不伝である現在、遽には論断し得ない。面山は文明書写本を自らも再写し秘藏した旨を述べてゐるが、是も現在は散佚してゐる。

因みに、從来三百則本存在の記録史料として、延宝七年(一六七九)の『永沢寺交割帳』に「三百則三卷」とあり、永沢寺に一本を秘藏しているという説が行なわれ、現在に於いてすら通幻本『三百則』存在の唯一の文証とされているのであるが、『交割帳』の記事そのものは事実とは相異し、誤つて伝承されている事を指摘しておきたい。

備、上に見る如く仮字正法眼藏に対しても真字正法眼藏の存在すること、及びそれが三百則であるとの説は『闢邪訣』中の記事に見られる如く古くから存したことが窺われるが、元文三年(一七三八)面山が『闢邪訣』を撰述した時点に在つては、現存する『正法眼藏三百則』は面山再写の文明本の他はその消息を語る記録は無いようである。それに次いで、①指月慧印(一七六四寂)の『拈評三百則不能語』が明和三年に一入覚門(加賀・大乘寺三十九世)の序、瞎道本光の跋を得て明和四年(一七六七)に上梓され(明和三年とするは誤り)、道元禅師の撰述されたものの註疏として一般に流布した。_ニこれを契機として、⑤『正法眼藏却退一字參』(瞎道本光・明和六年・一七六九)の所論及び引用古則(後出)、⑦『正法眼藏逆驢乳』(心應空印・安永五年・一七七六)、⑨天明七年(一七八七)に相州・松石寺二十六世・退玄老人大通一智が『三百則』に頌唱し、寛政八年(一七九六)父幼老卵の跋を得て開板した『正法眼藏三百則頌古』(上下二卷一冊)、⑩洞水月湛の『評退玄和尚三百則頌』

(洞水語録十五・文化六年)、(ル)文政八年(一八二五)より天保二年(一八三二)にかけて廓堂祖宗が国字傍註し、評尾に着語し蒙解加添した『拈評三百則不能語蒙解』(写本・上中下三冊・本学図書館蔵)の古則本文、また、(ヲ)江戸末期頃と思われる『拈評三百則方語解』(写本一冊・松ヶ岡文庫蔵)、(ハ)『正法眼藏玄談科釈』(慧亮忘光・天保六年述・一八三五)の記事、(カ)『洞上正宗訣』(本秀幽蘭・天保十年・一八三九)の『三百則』本文引用、(ミ)『正法眼藏開講備忘』(西有穆山・明治二十五年・一八九二)、(タ)『永平正法眼藏顕開事考』(滝谷琢宗・明治二十八年)の記事等に於いて『三百則』の存在を知り得る。尤もこの中、本文に関するものとしては『拈評三百則不能語』(以下、拈評本と略称する)及びそれを註解した『不能語蒙解』のみが『三百則』本文の全容を伝え、他は『三百則』中より数則を引用しているものか、或は単にその存在を示す記事で、『三百則』の存在を肯定乃至疑義・否定等を論じたものである。就中、拈評本の本文に見られる如き『三百則』が果して伝承の如く道元禅師の親撰であるのかどうか、真撰とすればそれが親撰原本の形態と同一か否か、正本と拈評本との内容如何という問題が久しく提起されていた。殊に親撰の真偽に就いては、面山が『關邪訣』に於いて真撰説を述べるのに対しても、後に心応空印は『逆驅乳』に於いて偽撰説の論陣を張り、『關邪訣』の立場を論難しているが如きである。尤も空印の主張そのものは反

証の資料・根拠に乏しく、些か感情に流されて妥当性を欠いた嫌いがあり、面山の真撰説を論破するまでには至っていない(泰元院版・『正法眼藏逆驅乳』(上)八枚表/十枚表参照)。併し、この空印の偽撰説の主張は、其後立場の相異こそあれ、近年に至って金沢文庫本の『正法眼藏』の発見に伴い、それとの比較対照を通して、大久保道舟博士に依り拈評本に関する疑義として再び問題提起され、次いで鏡島元隆博士に依つて両本の本文対比、引用古則の涉典等の面から、拈評本が抱懐する諸矛盾点を指摘されている。是等の事に就いては後に述べるが、『三百則』に関説する資料としては上述の如く種々存するものの、併しながら『正法眼藏』と言う時は和文の『正法眼藏』を以つて代表とする如く、その光芒の前に何時しか真字正法眼藏は影を没し、明和四年刊行の拈評三百則本に遡る古写本のない儘に、従つて『三百則』が道元禅師親輯という確たる証かしもなく、纔に拈評本のみが流傳・開演されていたに過ぎなかつた。

其後、昭和九年になつて、大屋徳城氏其他に依り神奈川県・称名寺内・金沢文庫所蔵になる弘安十年(一二八七)加点の古写本・真字『正法眼藏』の零本一冊が道元禅師のものとして発見・紹介されるに至り(『金沢遺文』)、これを契機として、以後盛んにこの写本『正法眼藏』を繞つて種々の考証研究がなされ、金沢文庫正法眼藏(以下、金沢本と略称する)を通し

て、所謂真字『正法眼藏』（三百則）が道元禅師の真撰である事が裏付けられ、学界の関心を惹きながら今日に至つてゐる。⁽⁸⁾其等の諸論考に於いて大体共通する点は、大まかに言つて、金沢本を通してみて真字『正法眼藏』が仮字正法眼藏及び他の撰述書に先行するものであり、其等の基準となる可く台本的性格を有するものとして位置づけている事である。併しその受容の仕方・意義づけの方法に於いては、其処には自づからに種々の相異点が見られる。それらの論究の焦点、及び未解明の問題点は何であつたか。暫く真字『正法眼藏』を繞ぐる諸学者の所論稿（註⑦参照）の要点を概観する事に於いて問題点を摘記してみたい。

先ず（一）、圭室諦成氏は、①金沢本の残巻本を道元禅師の自筆書入本であると断定される。（但し此点は書誌学的立場より見て速断であり誤謬である事は明らかである。）②金沢本が道元禅師の思想形成及び思想の展開過程を知る上に興味あるものであり、金沢本に見られるが如き中国語訳の成就の上に仮字正法眼藏が結実したものである。従つて、③金沢本は当然鎌倉時代の写本であるとの觀点に立たれている。

次いで（二）、伊藤慶道氏は、①金沢本は勿論、その研究よりして『拈評三百則』にみられる本文の「三百則」三巻も共に道元禅師の親撰である事が推知され、それが、②道元禅師の參学修道の結晶としてその内証の全内容をなすものであり、

（八）金沢本の筆写當時、即ち弘安十年（道元禅師入寂後三十五年）、既にその底本となつたものと、対校本としての「信濃本」「イ本」との三本、乃至若し信濃本とイ本とが同一本であるとみれば、それと金沢本底本との二本が存在したと思われる所とし、（二）本書が鎌倉時代の書写であるという暗黙の容認の上に立つて論稿を進めている。

また（三）、大久保道舟博士は、先ず①流布本三百則（拈評本）を問題とし、その冒頭の「正法眼藏序」がその文句内容よりして拙劣であり、加えて「序」末尾の年時記載の仕方が道元禅師の自署の書式に合致せず、後世の文人の書式に類似する事からして「序」文は後人の偽作と思われ、②拈評本に於ける瞎道本光の「後序」文は其事の傍証ともなる。③三百則は室町期流行の「門参」に類するもので、その伝承よりして通幻一派に於ける室内参禪の指針とされたものと思われる。（三）その門参、または古則集に歴史的意義を附加せんとして宗祖の作に仮託し、或は序文を以つて修飾する作為的行為が盛行したと思われる所より、拈評本の「序」も多分にその影響を得た室町時代の所産と思われる。但し、④金沢本の発見によりそれが有する価値は高く、拈評本は問題とするも、金沢本にみられる如き三百則本は道元禅師の親撰なることを認めざるを得ない。しかし、弘安十年加点の識語があるもその書写年時に就いては多分に室町中期を遡りえず、その筆写に際し

て他の異本を校合したものと推定される。従つて、(△)三百則には四種の異本——金沢本及びその底本、金沢本中に見える対校本としての信濃本・イ本と拈評本及びその底本——とが存在し、是等の異本の存在は室町期に於ける公案禪流行の結果で、各派の室中に展転伝承していく間にその派特有の一本を形成したものと思われる。(○)三百則が、その金沢本の内題下に「觀音導利興聖護國寺」の識語を有するのは興聖寺僧団の内部情勢と相俟つた標記であり、また道元禪師の他の著作の記入様式に類するものである事よりみて、金沢本三百則は親撰として承認せられる。(○)三百則は一般道俗に公開せん為ではなく、道元禪師の在宋五箇年に亘つて検討されたものうち最も枢要なものを選定し、門下に公案参究の枝折として作られたものと推定される、と論じられている。

更に(四)鏡島元隆博士は、(①)真字正法眼藏と仮字正法眼藏との関連、金沢本と拈評本との形式、文体、涉典よりの比較を通して、金沢本が仮字正法眼藏と一致する点に於いて拈評本は金沢本の精確さに及ばず、また拈評本はその形式よりみて不整備であつて、三百則は實際は三百一則であり、また重複する古則が二則も存する事、(○)拈評本は出典が明版大藏經に合致する則がある事、(○)金沢本と拈評本とは古則内容に於いて六則の異なる古則がみられ、拈評本とはかなり違つた三百則と推測される。(三)金沢本にみられる如き、上古に於いて種々の異本との対校をしている事は、却つて其處に真字正法眼藏の性格が現われているのであって、即ち三百則は道元禪師の親輯ではあっても未定稿であり備忘録的なものであつた事を示す。従つて、(○)三百則は道元禪師が在宋中育王山・徑山・天童山等の諸禪刹に於いて実地に参究した公案をその折々に、或は後になつて収録した公案集で、自分自身の手控えに記録に留められたものが後に門人に依つて伝写されたもので、それは門人に参究せしめる意図をもつて編輯されたものではない。(○)其故に『永平廣録』に収録されなかつたのも、真字正法眼藏が「拈古」としての意味を有たなかつた事に由来する。ともあれ、(○)道元禪師に於いて、正法眼藏の和語化を生んだ母胎として漢字の正法眼藏が集録され準備されたのである、と論じられている。

或はまた(五)右の諸説の上に立つて、(イ)道元禪師帰朝後、「宋土の仏法」を説く場合、中国の祖師達の悟道の機縁に関する知識の必要性から、祖錄中より集録して弟子の参考に供したのが三百則であり、加えて、(ロ)禪書の所持購読は限られた身分の者のみである当時の社会的状況よりして伝灯録・聯灯会要を各自が持つ代りに三百則の公案を示され、門下に看、読、書、写を勧められ、(○)道元禪師の方ではその下地のある事を承知の上で、それを、仮字正法眼藏の中で片言雙句に縦横に言及し得たものと考えられる、とする水野八穂子氏の推論も

ある。

三

上には、真字『正法眼藏（三百則）』に閑説する諸論を概説してきたのであるが、そのいずれも真字『正法眼藏』の存在の容認と、それが道元禅師の選述書に先行し、直接的には仮字『正法眼藏』の基胎としてあつたという、『三百則』の道元禅師の著述中に於ける位置づけに対する見解に於いて一致性が認められる。併しその半面、幾つかの見解の相異する点及び未解決の問題が多く残されている。その大要についてのみ摘記すれば、次の諸点に集約されるであろう。

- (1) 『拈評三百則』卷首にある「正法眼藏序」の真偽問題。
(2) 古則三百箇撰集の意図に関する問題。

即ち、①これを「門參」の如きものとみて門下達の公案参究に資する意図を以つての編輯とみるか（大久保説）、或は、②道元禅師が自身の手控えとして輯録したもので他に示す意図はないとみるか（鏡島説）、③大久保説を更に進めて、道元禅師が仏法開演に当つて門下に予備知識の参考に資する為に集録し、併せてその看読・書写をせしめたものとみるか（水野説）、更に觀点を変えて、④正法眼藏三百則が道元禅師の参考修道の結晶であつてその内証の全内容を為し、一代の施化及び著述書の一切は總べて本書に依りて規定せられるものであるとみるか（伊藤慶道説）の視点の問題についてである。

(3) 真字正法眼藏（三百則）の性格の問題。

即ち三百則は單なる古則公案の引用集であるか、又は「拈古」的性格を有つものであるか。

- (4) 金沢本の底本、及び金沢本中に見える校合本＝信濃本・イ本＝解説の問題。
(5) 真字正法眼藏の引用経録涉典の問題。
(6) 真字正法眼藏と仮字正法眼藏との関連性の問題。
(7) 金沢本に見える古訓点の国語学的解説の問題。
(8) 『正法眼藏三百則』復元化の問題。

曾て伊藤慶道氏は、金沢本の発見・紹介を機に「金沢文庫所蔵・正法眼藏の研究」としてその第一巻に金沢本の覆写本を刊行されたが、次いで研究第二巻には金沢本原本の復元化を図る可く三百則古写本の捜索採訪に努められたが遂にその目的を達しえず、止むを得ず金沢本を基準とし流布本三百則を底本として暫定的復原本を校定上梓することを意図されたが、その中途にして歿くなられた。私もまた『正法眼藏』成立に关心を寄せるに當つて、「正法眼藏」と附名された最初の撰述書であり、仮字正法眼藏の基胎でもあること、及びその関連性を明確にするという意味より、先ず第一に真字『正法眼藏』の解説を為す可く考へ、その当初より先人に倣つて『三百則』古写本の探索採訪に心がけながら今日に至っている。偶々その中途に於いて、その古写本に邂逅する機を

有り得た。因つて、本論稿では、その古写本の新出資料紹介及びこの古写本を通して、上に摘記した如き真字『正法眼藏』の抱懐する諸問題中の一部に就いて、些かの解明の光を当てみたいと思うものである。是事は、金沢本が発見紹介されて以来今日に至るまで既に年久しいが、未だに三百則古写本は一本だに発見されていないといふ事よりも無意義な事ではなく、むしろ金沢本・拈評本の有つ諸問題を解明する重要な手がかりともなりうるものと信ずる。伊藤慶道氏が意図せられた『三百則』の復原化は、この新出古写本に依つて現行流布の拈評本よりも一層原姿に親しく復しうるものと思われる。

尚、本稿に紹介する古写本・真字『正法眼藏』の呼称については、その古写本探索に当つて、所蔵者であった故伊勢修成氏の御遺弟伊勢徹宗・泰成両氏は、吾人の研究意図する処を甚く同情共感され、故人の遺志が宗学研究の一助にでもなればと、此の古写本を恵与された。本論稿では前所蔵者伊勢修成氏の名に因んで、暫定的に「伊勢本」(他の論稿に於いては「黄川本」の名称を用いている)⁽¹⁰⁾と呼称して置きたい。以つて故人の護法の念への報恩行の一端と致したいが為である。私は、これを契機として故伊勢老師と同じく何処かの護法者に依つて愛蔵護持されているであろう真字『正法眼藏』(三百則)古写本の新なる出現を心より念じて止まない。

(1) 現行流布の九十五巻(永平寺本)の外に、永光寺所蔵十二巻

本論稿は、もともと文部省科学研究助成(昭和四十六年度)によつて草した旧稿の抜粋で、元は 第一章 新出資料伊勢本・金沢本・拈評本の比較対照及び各本の位置づけ。第三章 真字『正法眼藏』と仮字『正法眼藏』の関連性。第四章 『正法眼藏三百則』涉
考。第五章 真字『正法眼藏』復元化の試み——金沢本を基準とし伊勢本を底本とする暫定的復元化——の五章より成つてゐるものであつたが、此の中、本紀要には主に前三章を中心にして転載したものである。以下、第一章に於いては吾人が発見所蔵する古写本『三百則』(伊勢本)の内容・形態・特徴点に就いて概説し、第二章に於いては伊勢本・金沢本・拈評本三本の対校を通してその異同を明かし、以つて三本の関連性の有無を見んとしたものである。但し、紙幅の関係で新出資料古写本の全文・全相を収録することは暫く措いて、本紀要には金沢本の残欠本中巻に順じて其部分のみに限定して三本の対校を試みるに止めた。新出資料伊勢本の全容についてはいづれ稿を改めて紹介したいと思つてゐる。次いで第三章に於いては、真字『正法眼藏』(三百則)を通して仮字『正法眼藏』成立の内的・外的要因、真字『正法眼藏』の仮字『正法眼藏』への和文化・和語化への展開例を通して両本の密接なる関連性を考察せんとしたものである。

本正法眼藏中の『一百八法明門』及び永平寺所蔵の二十八巻本正法眼藏中の『仏向上事』とを加えていう。

(2) 正法眼藏隨聞記卷末の識語については、本文(3)の項に挙げた長円寺本隨聞記（愛知県・長円寺所蔵・寛永二十一年・一六四四・暉堂書写）にも、『闡邪訣』中の文と二、三箇處の文字の出入はあるが、殆んど同文の識語が書写されている。勿論、暉堂の記録ではなく、「先師辨和尚」の語よりしてその弟子の何人かの識語で、暉堂はそれを転写したものに外ならない。

(3) 詳しくは『龍泉通幻禪師喪記』（元祿十一年刊・七丁表裏）。「寄藏諸寺什物」の項に「寄附聖興寺若干」とする中に記載している。因みに聖興寺は廃寺となつて現在しない。（栗山泰音著「嶽山史論」一七四〇一九一頁参照）。

(4) 「永沢寺交割帳」の記事は、伊藤慶道氏編『金沢文庫所蔵・正法眼藏の研究』(1)の凡例(6)に依る。以後、大久保博士『道元禪師伝の研究』、水野弥穂子氏『道元上』（日本思想大系12）の解説文等に引証されている。交割帳の中にそれらしき記事を求めるとすれば、次の二点であろうか。即ち「一、永平開山和尚秘書六通……但今三冊集作二冊……」、「一、永平和尚秘書一冊へ此書雖為当寺第一秘書今程紛失無之……」。尚、是等の秘書は現在永沢寺には散佚して存在しない。因みに、永沢寺宝蔵の調査に関しては、現董渡辺秀雄老師の格別の御配慮により宝庫を開放して自由に調査する事を許可された。記して謝意を表する。

(5) 「以嘉禎改元乙未冬至日、編集古德機縁三百則分為六卷、

自題曰「正法眼藏、為序於卷首、余驅鳥時始聞之受業本師」云々」。

(6) 明和四年刊の初版本（河村藏）には、その上巻は卷首に「正法眼藏序」（明和三年・義璞謄書）、一入覧門の「拈評三百則不能語序」（明和三年八月）、ついで上巻目次・本文と次第し、中巻は中巻目次・本文、下巻は下巻目次・本文、瞎道本光の「拈評三百則不能語後序」（明和三年）と次第し、明和四年正月に日本橋・出雲和泉據より梓行されている。因みに、指月慧印の法嗣瞎道本光（一七七三寂）の跋には、本書三百則註疏の縁由を次の如く述べている。「勢州現養泉友長老以三冊本使孝閣梨請三光老人拈評之。於是乎老人効採華之蜂於拳古或所約文。曰、慧洪等隨拈編之云云」。

(7) 真字正法眼藏三百則に關する主なる論稿書に就いては、以下のものが挙げられる。

①圭室諦成「金沢文庫本・正法眼藏に就て」（「中外日報」・昭和十五年八月三十一日・九月一、二日・同四日号誌上）。②伊藤慶道「金沢文庫所蔵・正法眼藏の研究」（昭和十五年）。③圭室諦成「金沢文庫御所蔵道元禪師御真蹟・正法眼藏を紹介す」（「道元禪師研究」所収・昭和十六年）。④大久保道舟「正法眼藏（三百則）の書誌学的立場」（「日本佛教史学」第三卷一号所収・昭和十九年）。⑤嶺光雄「金沢文庫本正法眼藏の中の唐音について」（「日本文学研究」所収・昭和二十七年）。⑥大久保道舟「金沢文庫本正法眼藏の書誌学的立場」（「道元禪師伝の研究」論稿・昭和二十八年、及び同書修訂増補版・昭和四十一年）。⑦鏡

島元隆「真字正法眼藏について」(『印度学仏教学研究』第二卷二号・昭和二十九年)。⑨野村瑞峰「金沢文庫本正法眼藏——第二十二則について——」(『金沢文庫研究』第十一卷十九号所収・昭和四十年)。⑩鏡島元隆「道元禅師と引用經典・語録の研究」(昭和四十年)。⑪水野弥穂子「金沢文庫本正法眼藏について」(『日本思想大系12・道元(上)』解説・昭和四十五年)。⑫大久保道舟編「道元禪師全集(下)・三百則解題」(昭和四十五年)。⑬石井修道「真字正法眼藏の歴史的性格」(『宗学研究』第十二号所収・昭和四十五年)。⑭日置孝彦「金沢文庫本・正法眼藏について」(『金沢文庫研究紀要』第七号所収・昭和四十六年)。⑮石井修道「真字正法眼藏の基づく資料について」(『研究紀要』第三号・昭和四十六年)。⑯河村孝道「金沢文庫所蔵・正法眼藏管見」(『金沢文庫研究』一八七号・一八八号、昭和四十六年)。⑰同「正法眼藏成立史の研究」(『研究紀要』第三号所収・昭和四十六年)。⑱同「正法眼藏成立の諸問題」(『印度学仏教学研究』第三号・昭和四十七年)。⑲永久岳水「正法眼藏著述史の研究」(昭和四十七年)。

(8) 真字『正法眼藏』の散佚不伝の事態については、江戸時代の宗統復古運動に当つて、公案を排した道元禅師に『三百則』のような公案集がある事は支障をきたすものと考え、これを意識的に隠匿、乃至は抹殺したもので、金沢本中巻の発見は其様な隠匿の中から偶々されたものの一本であろうとする説もある。また、真字正法眼藏が相州・称名寺(金沢文庫)に伝写将来されている事に就いては、或は道元禅師の鎌倉行化と関連があるか

も知れない、半年間の行化中には単に受戒のみならず禅法の提唱挙揚も当然あつたと考えられるからして、『三百則』は正にそれに適当するテキストとも言い得るであろう、それが伝写の縁由とは考えられないか、という説もある。一考の余地はあるものの、それを証する確たる資料もなく臆測の範囲を出ない。殊に前説については、あの膨大な仮字正法眼藏すらその存在がある。それすら、道元禅師の真筆本は勿論、江戸初期以前の古室町末葉より江戸初頭に至る、所謂宗学の暗黒時代以後の事である。それすら、道元禅師の真筆本は勿論、江戸初期以前の古写本の正法眼藏の存在は微々たるものである。併しこれは伝写参考がなされなかつたのではなく、時代・教会の変動、天災人災の相次ぐ中に散佚、埋没しながらも細々と伝えられてきたのであって、宗統復古運動を契機として宗学研究激興の機運と共に仮字正法眼藏は勿論、真字正法眼藏への関心も高まつたのであり、その現われが『拈評三百則』にみられるが如き動きとなつたのである。江戸期の宗学者の著述や諸記録中には、明らかに三百則本への関説した記事や依用した跡方を諸所に散見し得るのである。

(9) 水野弥穂子「道元(上)」(『日本思想大系12・解説文』)。

(10) 暫定的というのは、本論第一節に於いて述べる如く、旧所持者は「黄川」なる人であるからして、嚴密には「黄川本」、または「真法寺」什物であった事から「真法寺本」とも併せ呼称される事より言うのである。本論考の一連の既発表の諸論稿には、すべて「黄川本」の呼称で統一しておいた。

第一章 新出資料 古写本 真字『正法眼藏』の形態

一

是處に新出資料古写本三百則とは、故伊勢修成氏所藏に關わる書写本をいう。先ずその形態に就いて概観して置きたい。その外容について見るに、美濃紙版袋綴で、縦25cm、横15cm、毎面十六行、毎行二十五字詰の上中下三巻一冊より成り、表紙遊び紙一枚、本文三十六紙より成る『三百則』の完全本である。表紙見返しの遊び紙には「真法什物 東△花押▽」とあり、折込みに「三百則初丁」に始まり、各折込みに丁数が書かれて「三百則三十六丁」で終っている。本文第一紙巻首に「正法眼藏」の内題があり、その内題下に「觀音道利興聖宝林寺」の識語、次いで流布本『拈評三百則不能語』(以下、拈評本と略称)の「正法眼藏序」と同本文の「道元序」が八行に亘つて書かれ、序末に記事・署名が載せられている。即ち

・正法眼藏

觀音道利興聖宝林寺

・正法眼藏

大師釈尊已拈^ス舉矣拈得尽也未直得一千一百八十余歲法子法孫近流遠派幾箇万々前後三々諸人要明來由麼昔日靈山百万衆前世尊

拈花瞬目迦葉破顏微笑當時開演之曰吾有正法眼藏涅槃妙心附囑摩訶大迦葉々々直下二十八代菩提達磨尊者親到少林面壁九年撥草瞻風附體震旦之伝肇于之也六代曹溪得青原南岳師勝資強嫡々相嗣正法眼藏不昧本来祖々開明之者三百箇則今之有也代以得人古之美也于時嘉禎乙未一陽佳節住持觀音道利興聖寶林寺
入宋伝法沙門道元序

とあり、この序に統いて更に改めて「正法眼藏」の題号を記し、次いで古則の本文へと入り、一則毎に改行して各々一二三……一百までの則数番号を附し、一百則末尾に「正法眼藏卷之上」と後題号を附して上巻を終り、その上欄に「百則分」の憶え書きがある。中巻は前題号・後題号共に「正法眼藏中」と題書し、上巻と同じく各則毎に則数番号を附して一百則に至り、末尾に前題号と同じ後題号を記し、その上欄に「二百則分」の憶え書きがある。更に後題号の後に余白を置いて、次の如き古則が細書されている。

鎮州大悲和尚^{嗣三聖}因僧問除上去下請師便道師云我開口即錯僧云与麼則真是學人師也師曰今日向弟子手中死(聯燈會要十一・文同じ)

これは『三百則』本文とは無関係のもので、書写者の書体と同一であろうと思われる。恐らくは伊勢本の底本に元からあつたものか、乃至は書写者の書入れかとも思われる。下巻には「正法眼藏 下」の前題号があり、上中二巻と同じく各

則に番号を附し、末尾に「正法眼藏卷之下」と後題号が記され、上欄外に「以上三百則分」の憶え書きがある。上中下三巻に亘って各一百則毎の末尾上欄外にみえる憶え書きは、本文の書体とも異り、また墨色に於いても明らかに後に書かれたものである事が知られる。

次いで、本書最後末尾欄外に綴込みに沿うて「黄川様之三百則暨」とある。その書体は、見返し遊び紙の「真法_{云々}」の筆跡及び墨色とは全く別異し、更に三百則本文の字様とも相異するもので、是事からして伊勢本には三様の異なる手が入っている事が判明する。

是等の諸事相よりして、新出資料本Ⅱ伊勢本が「東」何某なる人物の代に「真法△寺▽什物」として所蔵されたが、それは遡つてみれば室町期末葉に於いて書写されたものであり、（書写年代考に就いては後出）、これが後の江戸期に至つて「黄川」何某なる人に所蔵されていたといふ経緯を辿つた事が推知される。

所で、「真法」「東△花押▽」「黄川様之三百則暨」とあるのは如何なる場所・人物を指すのであらうか。この古写本の出處は長野県須坂方面である事が其後の調査で判明した。とすれば、「真法」とは長野県上高井郡高山村中山・万松山真法寺の事であり、従つて「東」とは真法寺二十四世・東秀（洲）泰嶽（安政三年示寂）を指すものと思われる。但し署名華

押の形式として本書に見られるような記名華押の法がありうるかどうかに就いては些か疑点もなくはないが、時代の下るに従つて華押の表記法は崩れて種々の形態を生じてゐる事例に従すれば、強ち無拠の推測でもない。また「黄川様之三百則暨」の記事に就いては、「暨」字はその部分が破損の為に半字であるが、その陰影よりして明らかに「聚」字で、集と同音同意字である。「黄川様之」は「黄川」は諱・号のいずれかで問題はないが、「様之」は名字とすれば些か奇妙な表記である。黄川なる人物を試みに『曹洞宗年表』（大久保道舟編）に索むれば、元禄十三年（一七〇〇）三月十四日・竜音寺梅亭、泰增寺泰門、正覚寺黄川、寿慶寺白元等に永平寺住持職の綸旨を下した記事が見える（宣下案）からして、或はこの人物を指すものかとも思われる。「宣下案」が「勸修寺文書」に於ける「宣下案書」（東大史料編纂所所蔵）である事を大久保道舟博士に教示せられ、それによつて同資料を調査したが、その存在地及び黄川の諱・号に就いては一切不明で、向後の調査に俟つかない。但し、黄川を飽くまで「正覚寺黄川」とみて臆測を呈ましくすれば、拈評本の原本は、本光の跋文に依れば伊勢（三重県）松阪・養泉寺第十一世孝存梅友の所持本に拠つたもので、孝存は明和五年八月能登（石川県）総持寺如意庵に輪住した人である。斯かる事柄に関連づけて考えれば、「正覺寺黄川」は総持寺五院中の普藏院山内にあつ

た正覚寺(開山別峯・後に廃寺)に住した人物でもあろうか。若しそうだとすれば、当然普蔵院に昇住したとも思われる所以あるが、その歴住中には「黄川」なる名前を見出しえない。

或は普蔵院に晉住しなかつたのかも知れない。黄川についてもまた今後の調査に譲る外ない。「様之」については、恐らくそれは諱・号を示すものではなく「黄川様、△さま△之△の△三百則聚」という意味での敬称語と見るのが妥当と思われる。従つて、この『三百則』古写本が黄川の所蔵本としてあつた事を、その侍者または法孫の何人かが記し置いたものと思われる。それが後に真法寺東洲(秀)代にその什物として所蔵銘記され、その後に改裝・改綴するに当つて巻数の順列の次第を間違えぬ為に、心憶えとして一百則毎にその末尾上欄外に「百則分」「百則分」「以上三百則分」等の端書メモをしておいたものと推測される。

次に、本古写本の書写年代に就いてみると、古書店目録の年代推定は「慶長元和頃写本」として出品されていたものであるが、専門的な書誌学的鑑定の上からは何時頃まで遡りうるかに就いて、幸いに金沢文庫主任・納富常天氏の労に依り、斯界の権威であられる川瀬一馬博士の鑑定を得る事が出来た。それに依れば、明らかに室町末期の写本であると断定され、既述した如き書体・墨色の相異等に就いての種々の御教示を得る事が出来た。是れに依つて、弘安十年加点の古写

本である金沢本に次ぐ第二の古写本である事が確かめられた。然も金沢本が中巻のみの零本であるのに対し、この新出資料・伊勢本は上中下三巻の『三百則』の完全本であり、現時点に於いて『三百則』古写本としては金沢本と伊勢本との二本のみである事などよりして、正に伊勢本の有つ史料的価値及びその意義は非常に大きいと言わねばならない。⁽³⁾以下に、「伊勢本」の本文形態の特異点に就いて通観して置きたい。

二

既に序説に幾分触れた処であるが、私もまた仮字正法眼藏の前段階的操作として真字『正法眼藏』(三百則)が用意されたことについて、従来『三百則』に關説した人々の立場と共に通する。加えて、金沢本の有つ意義及びその占めるウェイトに就いても寸毫の疑義を挿む者ではない。併し、金沢本がその親撰の原姿に最も近いものであることを認めしつつも、尚、書写年時の古さが必ずしも価値が高く原本そのものの全容を伝えたものとは言い得ないこと、金沢本中に「信濃本」「イ本」等の異本校合がなされている点よりして、金沢本もまた異本の一種として見る可きであろうと思

う。親本に近いものならば改めて異本校注を為す必要はないと思われるからである。第二章に於いて金沢本・伊勢本・括評本三本の校合表にも明らかなる如く、伊勢本と括評本は金沢本の古則内容に比して形態としてはやや類似性が認められるが、猶、多くの相異点がみられる。先ず伊勢本上巻六則には次の如き重要な記事が見られる。

濱川瑠璃広昭(嗣汾陽 謹惠覧) 因僧問清淨本然云何忽生ニ山河大地ヲ 師曰清淨本然云何忽生ニ山河大地ヲ 御点

右の「永平御点」とは訓点を指すのであり、その訓点が永平道元禪師御自身の附点であることを注記したものである。それに従つて本文の意味内容をみる時、法性真如の妙理——清淨本然なる姿と、そこに忽生せる山河大地の姿とは全く同一物であつて淨穢の隔別があるのでなく、清淨本然なるが故にこそ如何にしても法性真如の妙理は山河大地そのものとして現成するのであって、山河大地こそまさに清淨本然の姿以外の何ものでもないという意味となる。これは仮字『正法眼藏』に於ける『溪声山色』巻の右の古則に対する括提の意味内容と全く調べを一にする。金沢本にみられる訓点及びそれによる古則の意味内容と仮字『正法眼藏』への和文体の括提とが一致することについては、既に国語学的立場から幾つかの論考がある。⁽⁴⁾ その意味からしても、右の伊勢本に見える「永平

御点」の註記は軽々に看過しえない記事であり、金沢本欠巻の上巻の原姿を髣髴せしめるものがある。この事は、また伊勢本『三百則』の性格の一端をも示すものもあり、併せて私が金沢本も一種の異本とみる一理由もそこに依拠する。金沢本の詳細な訓読法が道元禪師直接の附点でないにしても、少くともそれに近い姿を伝えているものであると同様に、伊勢本の加点(訓点)もまた恣意に依るものでなく、道元禪師加点による古訓の消息を伝えるものである。同時に是事は、『三百則』と仮字『正法眼藏』との関連を示す重要な一証例でもあり、加えて『三百則』が、従来所謂の古則公案の抜録集というが如きものではなく、そこには既に道元禪師自身の深い意図——宗意の眼が働いていることに気づかされるのである。

伊勢本に於いて、更に注目させられる点は、前に『三百則』に対する大久保道舟博士の説を摘記した中で問題となつた『三百則』冠初の「序」についてである。煩を厭わずに伊勢本・括評本との序文を再記し、比較対照し検討してみよう。

伊勢本 拙評本

正法眼藏

觀音道利興聖宝林寺

正法眼藏大師釈尊已拈拳矣拈

得尽也未直得二千一百八十余

歲法子法孫近流遠派幾箇万々

前後三々諸人要明來由麼昔日

靈山百萬衆前世尊拈花瞬目迦

葉破顏微笑當時世尊開演之曰

吾有正法眼藏涅槃妙心附囑摩

訶大迦葉々々直下二十八代菩

提達磨尊者親到少林面壁九年

撥草瞻風附體震旦之伝肇于之

也六代曹溪得青原南岳師勝資

強嫡々相嗣正法眼藏不昧本來

祖々開明之者三百箇則今之

有也代以得人古之美也

于時嘉祐乙未一陽佳節住持觀

音道利興聖宝林寺

入宋伝法沙門道元序

正法眼藏序
正法眼藏也大師釈尊已拈拳矣

「正法眼藏序」とし、文末尾に於いて再び「序」字を記するは些か不自然である。是處で注意すべき事は、拙評本が「正法眼藏序」と題するのは多分に瞎道本光に依る添字であるといふ事である。大久保道舟博士はこの序文を問題とされる中で、

もとより「拙評三百則不能語後序」(本光瞎道作)においては、「人伝者、箇三百則也、吾大東仏德祖翁之所挙示而有^レ序光也、拝請安^ニ卷首」と見え、明和三年(筆者注・明和四年が正しい)上梓のとき他より採つて添載したと断つてある。ただ本光はそれを孰れから採つて来たかを明示していない。

と言われている。併し本光が跋文に言う所の本意は、大久保博士自身も書誌学的見地よりして『三百則』そのものの伝承は認めておられるが如く、同様に『三百則』の「序」のあつたこともまた伝承されていたものであり、本からすでに『三百則』の原文そのものの前に附せられてあつたその序を、本光は明和四年に「拙評三百則」として上梓するに際して、指月によつて註解拝請されたこの『拙評三百則不能語』の卷首にその儘に添載したという意味なのである。『三百則』に無関係の「序」文を他処より採録したというのではなく、恐らくは拙評本の底本そのものに右の伊勢本の如き形で卷首に附載してあつたものを、指月の拝請評唱の註疏を開板するに当つてその序を拝請して『拙評三百則不能語』の卷首に安じ、

その際に「入宋伝法沙門道元序」の識語に基づいて本光自身が「序」字を添附して右の拈評本に見えるが如く「正法眼藏序」としたというのが本意ではなかろうか。其意味では、ただ「正法眼藏」とのみ題する伊勢本は古形をその儘に伝えていると言えよう。但し右引用文中棒線の部分に於いて、伊勢本の「附體震旦之伝」は、拈評本の文の如く「得可附體震旦之伝云々」とすべきで、恐らくは「得可」の二字の写脱と思われる。また伊勢本には、右の序文对照表に見る如く、「正法眼藏」の内題下に「觀音導利興聖宝林寺」の識語を有している。この記入様式は、仮字『正法眼藏』中には幾例か見得ることが出来る。⁽⁶⁾これもまた『三百則』⁽⁷⁾に於ける「序」の存在の重要な傍証の一つとなりうるであろう。

三

次に、従来三百則「序」に寄せられた年時記載の疑義に就いてみるに、「嘉禎乙未一陽佳節」の書式が「後世文人の書きぶり」で道元禅師の撰述書中にその例をみない、というのがその一理由になつてゐる。(大久保道舟博士『道元禅師伝の研究』)「一陽佳節」が冬至の日の代語として「唐詩」中には頻繁に使用されているが、いま斯様な用例は道元禅師の著作中にも幾例か見れる事が出来る。例えば、寛元五年丁未立春に書かれた道元禅師の「立春大吉文」があるが、多分その頃——嚴密

には冬至上堂の行なわれた寛元四年、又は宝治二年頃か——と思われるものに「冬至大吉文」が書かれている。

南無帰依仏法僧宝、七仏二十八祖、東土六祖、一家祖師、洞家師資、建立寺院、伝道授業、教化人天、安穩太平、雲衲大集、壽運繁昌、万事如意豊足、弘法大吉、大吉大吉、一陽佳節、大吉大吉、大吉大吉 希玄(花押)

是處には「立春大吉文」が「寛元五年丁未立春大吉大吉」と記年せる書様と同じくに、冬至の日の時節の意を表記したものである。加えて『永平廣錄』中に見える「冬至上堂」の示衆語には「一陽佳節」の語は繁々使用されている。道元禅師の撰述書中にその記載例がないからとして後人の偽作の傍証とされるについては、素直に肯じえないのは私の書誌学への無眼子のわざというべきであろうか。本稿序説(1)にも挙げた面山の『闡邪訣』の考証や、また瞎道本光が『正法眼藏却退一字參』(一七七〇)に於ける『弁道話卷參註』で面山の説を承けて、

至三入王八十六代四条帝御宇嘉禎元年乙未一以ニ冬ノヲ、撰進古
徳因縁三百則、分為二六卷、或作三冊、自題号ニ正法眼藏、有
序在卷首、斯題始レ茲。

とある是等の伝承記録を、伊勢本の存在することなどよりしけ片の僞説とし去るには躊躇せざるを得ない。此点については、今後、金沢本の散佚せる上・下巻を始めとする『三百則』

古写本の発見により、その真偽が更に明確化されることを期待して止まない。

尚、いま一つ問題となるのは、序文の内容に於いて、その文々句々の「殆どが禪門常套語の羅列であつて道元禪師の作とするには拙劣である」とする批判についてである。併しこの点に就いても、私はこれを素直に読み、その儘に受取りたくもなし。曰く、釈尊・達磨・六祖への伝灯相承の次第、前後三三、拈華瞬目、面壁九年、撓草瞻風、師勝資強、嫡々相嗣等々。しかし前後の文節、文の流れを考慮して読む時、そこに些かの輕忽・拙劣さの情すらも感じえず極く自然に受容しうる。然も禪門常套語とみられる文々句々がその儘に『永平廣錄』、仮字『正法眼藏』の諸所に文章化されて使用されていることと相俟つて、猶一層に素直に序文を通読しうる。⁽⁹⁾

また、序文中には「正法眼藏大師釈尊已拈挙矣(中略)直得二千一百八十余歲^{云々}」(伊勢本)とある。この年時数は序末尾の「嘉禎乙未」(元年・一二三五)の年時と符節を合する。同時にまた仮字『正法眼藏』の『仏性』卷・『家常』卷、『永平廣錄』(卷五・六・十)に記されている仏滅より道元禪師に至るまでの年時算出の正確さと相応する。以つて三百則の序文を肯う一傍証でもある。

翻つて顧うに、確かに大久保博士の指摘される如く、曹洞

宗内に於いて「門參」乃至「古則公案集」の流行するのは室町期以降であり、繁々それに歴史的意義や権威を附加せんとすることとは事実である。但し是等のものに共通する点は、その殆どと言つてよい程に歴史的事実・考証に疎く乏しい事である。例えば、吾人所蔵の書写本中に『正法眼藏抽書梅花嗣書』(一巻・元龜二年写)、『道元和尚正法眼藏抜書・身心脱落大悟・峨山和尚不識上之機縁并行状記』(一巻・室町期末頃書写)の二本があり、前者には「為_ニ末代子孫_ニ於_ニ吉祥山永平寺_ニ選_レ之_ニ道元書」とある。これは『陸座』巻の「建長三年」の年号を記したものと同内容のもので、これについては既に面山に依り、ついで近くは昭和十三年『曹洞宗全書』の「会報」第二十号誌に於いて故岸沢惟安老師により「太白峯記」と題して本書の内容的矛盾及びその批判、『陸座』『梅花嗣書』巻が永平道元禪師の真撰でない事を考証されている。また後者の『峨山和尚行状記』には「能州洞谷山永光寺丈室五十四世瑩山紹瑾書_ニ之」とあり、峨山は瑩山禪師の法嗣であるにも拘、法嗣の行状記を師が記述するのはまさに奇怪と言わねばならない。明らかに峨山派に於ける権威づけの意図より出た行為であろう。曹洞宗史上に於ける是等の偽書の研究は、それが要請される時代的・社会的・教界内的諸事情を参考した考究が必要であるが、今は真字『正法眼藏三百則』の序が單なる

「門参」的性格のものでなく、従つて後人による権威づけの偽撰的行為でもなく、右の偽書の有つ如き杜撰さは些かも見出しえないという傍証の一例として指摘するに止めて置きたい。

以上の如く考察してくるとき、『三百則』が大久保・鏡島両博士の論じられた如く、道元禅師在宋中、育王山・徑山・天童山等の諸禪刹を遍歴しながら参究味読した古則公案をその折々に、或は後になつて集積されたと見られるが、そのような性格を有つものに敢えて「序」を寄せて体裁を整えた意図は何であるのか、という問題が生ずる。私は、金沢本上下巻の散佚本を始めとする諸種の古写本等の出現により『三百則』の全貌が明かされる時点に於いて、私の推論が是正されるに至つては自らの視点を改むるに吝ではないという流动的柔軟的見解の上に立つて、金沢本・伊勢本・括評本三本の校合を通して、一応次の如く推論しておきたい。すなわち、道元禅師が參見引用された語録・灯史書類は、『宝慶記』・『正法眼藏伝衣』巻等に明記される『伝灯錄』・『廣燈錄』・『統燈錄』や、『正法眼藏自証三昧』巻・『安居』巻・『深信因果』巻等、その他の著作中に見られる引用語録の記事、或は鏡島博士『道元禅師と引用經典・語録の研究』にみられる涉典からも窺われるよう、閲讀參究された古則公案の類はその涉典の明らかなものだけでも広範囲に及んでおり、仮字

『正法眼藏』本文中に使用されている涉典不明の片言雙句をも勘案すれば更に膨大な数となる事からしても、道元禅師が三百箇則を編集されたものの外に参究抜録された古則は相当數あつたと思われる。(『關那訣』に「分為六卷」の記事は其辺の消息を語るものか)宋より帰朝後、先ずこれらの抜録したメモを中心にして自らの宗眼を通してこれに第一次の手を加え編集する作業に専念されたものと思われる。恐らく帰朝後、『普勸坐禪儀』撰述に先立つて、金沢本に見られる如き手控え的な「三百則」の撰集が行なわれたのではないかと思う。然もそこには既に仮字『正法眼藏』撰述の明確な意図があつたものと思われる。是事に関連して更に傍証的に言うならば、天福元年撰述の『普勸坐禪儀』は後に現行流布本へと修訂整備されていったが、両本の著しい点は、修訂本(流布本)が天福本には見られなかつた「薬山非思量」の語を挿入し、以つて仏祖正伝の坐禪の本義を表顕した事にあるが、恐らくは『三百則』中巻第二十九則「薬山非思量」が予測されたからであろう。従つて修訂本の成立は『三百則』の整理編輯の過程と無関係ではなかつたと言えるであろう。

更にまた、道元禅師の宗教思想を、思想史的流れの上から論ずる多くの人々は、寛元元年北越入山を境として道元禅師の臨済・大慧批判があり、そこに北越入山前と後との思想的展開のあることを論じているが、『三百則』を「正法眼藏」

と按名し、『三百則』序記以前の成立である『現成公案』・『摩

訶般若』等の撰述に「正法眼藏」の総題号を附した事などよ

り勘案して、すでに在宋参学の中途より大慧派に代表される宋朝禪への批判の眼は向けられていつたのであり、帰朝後の撰述活動は宋国及び日本國に於ける「仏法の正義」を忘れ去り形骸化した仏法への、如淨を通じ唐代禪者を通して六祖へ、六祖より達磨へ、そして仏法の源頭に立つ釈尊の自内証そのものへの追体験より発する「正法」弘通への行願の発露であつたことを知りうる。加えて、古徳の機縁三百則を編集

しそれを「正法眼藏」と附題される以上、そこに聚集された古則そのものに、吾々は道元禪師の参学眼力と撰択眼そのものとをみなければならぬ。然も既に一方には大慧『正法眼藏』が行なわれており、直接にこれから採録した古則もあり、同一出典より得た古則数は非常に多く、同一の古則に拠りながら自らの宗眼の上に転訛・転記を加えながら、そこには意識的にも大慧の『正法眼藏』に対し、この三百箇則こそ靈山会上に連なる「正法眼藏涅槃妙心」の皮肉骨髓であり、それが現在して猶不味にして連綿と嫡々相嗣せられて受持參得しうるのは、まさに「人古之美」——人間世界に於ける無上の慶倖というべきものとして自ら「正法眼藏」と附題し、これを基胎として仮字『正法眼藏』への国字化による「正法」流布宣揚を明確に意図された事より記されたも

のが『三百則』の「序」であつたと言えよう。

後にも述ぶる如く、『三百則』は単なる古則公案の手控え・備忘録というような性格のものではなく、道元禪師の宗眼に映発された、仏正法に直結する正法眼藏語としての生命をもつたものであり、「仮字正法眼藏以前の正法眼藏」としてすでに道元禪師の「正伝の仏法」の立場を明確に表明したものとしてあつたと言つても過言ではないであろう。

四

伊勢本の特異点として更に注目すべき事は、その中巻については暫く次章に於ける金沢本・伊勢本・拈評本各中巻の三本比較対照に譲り、いまは拈評本の上・下巻と比較してみると、次の如き古則の列次に於いて相違が認められる。

伊勢本（上）

拈評本（上）

十三 鼎州德山見大師△嗣龜潭 譯宣鑑▽小參示衆曰老僧今夜	撫州曹山元証大師△嗣洞山譯 不答話問話者三十棒時有僧出 礼拜師便打僧云某甲話也未問 因甚打某甲師曰你甚處人僧云 新羅人師曰未跨船舷好与三十
---------------------------------	---

三十 大原孚上坐△嗣雪峰▽
問鼓山父母未生已前鼻孔在什
麼處山曰即今生也鼻孔在什麼
處師不肯乃曰你問我興你道

鼓山問父母未生已前鼻孔在什
麼處師但搖扇而已
鼓山問父母未生已前鼻孔在什
麼處師但搖扇而已

拳・鼎州德山見性大師△嗣龍
潭諱宣鑑▽小參・示衆・云・老
僧今夜不答話・問話者三十
棒・時有僧出礼拝・師便打
僧云・某甲話也未問・因甚

打某甲・師云・你甚處人・
僧云・新羅人・師云・未跨
船舷・好与三十主丈

三十九 南泉示衆曰三世諸仏
不知有獦奴白牯却知有
趙州云・把定乾坤眼・綿綿
不漏絲毫・我要汝會

汝如何會
南泉示衆・云・三世諸仏不
知有・獦奴白牯却知有
趙州云・把定乾坤眼・綿綿
不漏絲毫・我要汝會

三十 撫州曹山元証大師△嗣
洞山諱本寂▽辭洞山山問向甚
處去曰不變異處去復徵曰不變
異處豈有去耶答曰去亦不變異

大原孚上座△嗣雪峰▽問
鼓山・父母未生已前鼻孔在
什麼處・山云・即今生也鼻孔
在什麼處・師不肯・曰・你
問我我与你道・山問・父母
未生時鼻孔在那裏・師但搖
扇

右の表に明らかに如く、上巻第三十・三十一・三十二則、下巻第九十一・九十二・九十三則は現今流布本『拈評三百則』の同巻同段に於いてその順列が相異しており、これは写誤といふよりも多分に拈評本は指月に依つて列次の改変がなされたものと思われる。或は拈評本の底本は伊勢本とは別系統の三百則本であつたものであろうか。

更に伊勢本に於いて、拈評本下巻第四十則が「趙州明珠在掌」と「金峰一別因縁」との二則をもつて第四十則としているのに対し、伊勢本は第三十九則「趙州下載上載」と「趙州明珠在掌」とは一則の話として第三十九則とし、第四十則は「金峰一則因縁」としてあり、拈評本が右の如くである所から実際は三百一則で、不正確であるのに対し、伊勢本は全く自然であり則数も正確である。すなわち次の如くである。

伊勢本(下)

拈評本(下)

九十 趙州曰把定乾坤眼綿
不漏絲毫我要你会你又作
麼生会

伊勢本(下)

拈評本(下)

一甲一・師云・我要此話行一

三十 趙州和尚示衆曰兄弟若從南方來者即與上載所以近上人

方來者即與下載若從北方來者即與上載所以近上人問道即失道近下人問道即得道只兄弟正人說邪法々々亦隨邪諸法難見易成我這裡易見難成又示衆曰此事如明珠在掌胡來胡現漢來漢現老僧把一枝草作丈六金身用一把丈六金身作一枝草用

趙州和尚示衆云兄弟

若自南方來者與下載

所以近上人問道則失

道近下人問道則得道

兄弟正人說邪法邪法亦

隨正邪人說正法正法亦

隨邪諸方難見易成我這裏易見難成

拈評本の形態は、元来は伊勢本の如く趙州の話則は分則されることなく一則としてあつたものであろう。それを指月慧印が拈提評唱を為すに際して、本光が「老人(指月)効採華之蜂於拳古或所約文」と言う如く、『三百則』本文その儘を拈評したのではなく、そこに取捨約文が行なわれたのであって、あくまで指月の恣意に依る改変であつたと思われる。加えて、拈評本には古則本文の約文改変が全体に涉つて行なわれており、金沢本・伊勢本と比較する時、拈評本は上中下巻を通じて二十四則に涉つて「拳」の字があり、一見「門參」の感を抱かしめられる。併し金沢本・伊勢本には各則ともに「拳」古の字は一字もない。次章の三本の比較对照表に於いて明らかなる如く、金沢本・伊勢本に比して拈評本の古則本文には著しい相異点がみられるが、それは拈評本がその出典を「明版大藏經」に依拠するとか、或はまた道元禅師滅後成立の灯史書・語録類に出拠するなどというものではないようと思われる。あくまでもその相異は、指月が拈評に当つて「拳古」の原典本文を約文し、或は原典の本文に復原増添を行なうなどの恣意的操作により生じた相異と思われる。

その意味に於いては、道元禅師親撰の意図する所を著しく私意を加え歪曲したものと言つても過言ではない。(未完以下)

十四 金峰志禪師一日因僧問訊
師乃把住曰輒不得向人道
我有一則因緣舉似你僧
作^レ听^ト勢^ヲ師与^レ一掌僧曰為什麼打某甲師曰我要這話行^{ノコトヲ}

趙州又示衆云此事如明珠在掌胡來胡現漢來漢現老僧把一枝艸作丈六金身用一把丈六金身作一枝艸用

(1) 金沢本には「觀音導利興聖護國寺」とあり、大久保博士はこの識語をもつて三百則が道元禪師の親撰であつたことの重要な証左とされている。また後に本論中に述べる如く、拈評本には「正法眼藏序」と附題されるのに対して、伊勢本には「序」字ではなく、唯「正法眼藏」と題するのみであり、奥書に「入宋伝法沙門道元序」と記されている。これは「序」の真偽論の問題に関連する重要な鍵となるもので、改めて後に本論中に於いて再説する。

(2) 但しこれに就いては尚深く検討してみなければならない。若しも書写原本そのものに元からあつたものとすれば、金沢本に見える古則本文の異則と相俟つて、道元禪師の手裡に三百則以外の古則の抜録があつたことを物語るものといえよう。

(3) 黄川・真法寺の所蔵に因んで「黄川本」「真法寺本」とするのが本来であるが、いまは本文に断つた如く暫定的に「伊勢本」と呼称しておく。

(4) 圭室諦成氏は『正法眼藏弁道話』卷の「丙丁童子來求火」と金沢本第二十二則の古則との類似性を指摘し(本稿序説・註7)、これを承けて野村瑞峰氏は改めて金沢本の第二十二則を取り上げて、伝灯錄・宏智廣錄・金沢本・拈評本・永平知事清規・永平廣錄の七本に於いて比較対照し、金沢本の訓みと仮字正法眼藏の書写本(正法寺本)、開板本(文明開版本、岩波文庫本・筑摩古典文学所収本)の四本の『弁道話』を比較対照して、金沢本の読みに契合する文明開板本(玄透本)乃至岩波文庫本に従うべきことを考証している。

(5) 「正法眼藏(三百則)の書誌学的立場」(日本佛教史学第三卷第一号・七十八〜九十一頁)。「金沢文庫本・正法眼藏の書誌学的立場」(道元禪師伝の研究・三六四頁)

(6) 例え「秘密正法眼藏」中、上冊『心不可得』・『礼拝得體』、中冊『嗣書』等に見られる。(因みに「秘密正法眼藏」とは永平寺に所蔵される二十八巻の古写本で、上・中・下三冊より成る七十五巻本系の残巻本を拾録したものをいう。「秘密」という意味は大切に保護すべき意よりの按名)。即ち、

○正法眼藏第八

心不可得

○正法眼藏

礼拝得體

○嗣書

觀音導利興聖寶林寺
觀音導利興聖寶林寺

(7) これに関連して金沢本についてみると、その内題下に「觀音導利興聖護國寺」の識語を有している。表題に「正法眼藏中」とある以上、当然上中下三巻の存在を予想せしめるのである

が、中巻の識語の如く各巻の内題下に一々その識語を標記されであるとすれば些か煩に亘り過ぎていないのであろうか。むしろ伊勢本の如く、巻首内題下に一度銘記されればよい様に思う。

更に言えば、第二章の比較表にも明らかなる如く、金沢本には信濃本・イ本の二種の異本校合が示され、その他種々の添注がある。また伊勢本にも上中下三巻中、中巻に限つてのみイ本・或本の異本校合が多く示されている事実よりして、前の題号下の識語の記入法と関連して、それぞれ別個に単独に伝写され、

就中、中巻は仮字正法眼蔵との関連則数の多い事実もあって特に多く伝写され、金沢本はそれらの一本であつたと見られるふしもある。更に臆測するならば、私は、金沢本の諸形態よりみて、すなわち上中下各分冊による書写形式・各冊内題下に書かれる識語・中巻にみられる異本校注等より勘案して、多分に金沢本は三百則の未定稿本という性格を有つてゐるものであるようと思う。伊勢本に見られる序を寄せられた形態こそ定稿本と言えるものではなかろうか。これは本論で後に触れるであろう。その意味に於いても、金沢本の散佚せる上下巻及び金沢本と同系統の三百則古写本の出現により、この点が解明されることを念じてやまない。尚、伊勢本と括評本は古則本文は殆ど同一古則であり、従つて三巻中、一見して重複している古則が存することが問題となるが、これについては、たとえ同一古則でも主眼点の置き方が相異しているのであって、一概に重複古則ありと速断しえないのである。更に附言すれば、後に本論中にも述べる如く、括評本が『明版大藏經』に合致する古則ありといふ点についても、涉典を吟味してゆくと強ち『明藏』とのみは言えないことが判明する。因みに、金沢文庫には、称名寺第二代明忍房剣阿（一二六一—一三三八）の手沢本「小經藏目録」に「正法眼蔵三帖」とあることからして、元來三帖あつたものが現今の如く中巻のみ残存したとみられるが（序説）・註7⑦の各論稿）、併し目録の「禪錄部」中に見える「正法眼蔵三帖」とは、他の禪錄書目がすべて中國祖師の語錄乃至灯史類であつて、正法眼蔵のみが道元禪師の真字正法眼蔵とみるのは些か

不似合にも思える。「禪錄部」の収載目録の性格よりみて大慧の「正法眼蔵三帖」ではないかとも思われる。但し金沢本正法眼蔵が文庫中より発見された事実・剣阿の存生中の時代及びその学風等を勘案するに於いては、この私見は一箇の推論として止めておきたい。

- (8) 面山訂補『建撕記』（坤）の考証により「摶州浪華天満ノ天徳寺之室中ニ」所蔵されるとして掲げた文による。尚、大久保博士は「希玄の署名から判断すれば、恐らく弟子懷辨が代筆したものと推定される」（新版、「道元禪師全集」（下）解説）と言われている。無記年ではあるが「一陽佳節」に書かれたもので、「立春大吉文」の書かれた寛元五年前後と思われる。『永平廣錄』に於いて冬至上堂の行なわれたのは仁治元年・三年・寛元三年・四年・宝治二年の五回である。寛元五年は二月二十八日に宝治元年と改暦されている。「一陽佳節」の「冬至大吉文」は寛元四年か宝治二年の冬至上堂の行なわれた節に書かたものであろうか。或は寛元五年（＝宝治元年）の冬至節に書かれたものか、私としては後者寛元五年頃と推定している。
- (9) 本稿序説（）、①『永平廣錄』（卷八）の「法語」文参照。更に文言語句の関連性を他本に依つて表示してみる。

真字正法眼蔵序（伊勢本）

仮字眼蔵・永平廣錄・三百則

昔日靈山百万衆前世尊拈花瞬目迦葉破顏微笑當時世尊開演之曰吾有正法眼藏涅槃妙心附

靈山百万衆前世尊拈優曇華瞬目于時摩訶迦葉破顏微笑世尊云我有正法眼藏

囁摩訶大迦葉

涅槃妙心、付囁摩訶迦葉(優曇華卷)、(広録六・九、面授卷・仏道卷・伊勢本(上)五十三則等)

に六祖ニ二位の神足ありき、南嶽の懷讓と青原の行思となり。ともに仏印を伝持して、おなじく人天の導師なり(弁道話卷)

迦葉直下二十八代菩提達摩尊

者親到少林面壁九年撥草瞻風

附髓震旦之伝肇于之也

迦葉直下二十八代菩提達摩尊

者親到少林面壁九年撥草瞻風

△初祖九年面壁▽ 少林一坐
僅經^レ年、拳^レ目無^レ親雁唳^レ天、
撥草瞻風人莫^レ笑、有^三蛇驚出
可^ニ齊肩、(広録九)

南嶽江西の師勝資強かくのご
とし。

大師沢尊靈山会上にして菩提
達摩尊者にいたる。尊者みづ
から神丹国におもむき、法を
慧可大師につけき。これ東地
の仏法伝来のはじめなり。か
くのごとく単伝して、おのづ
から六祖大鑑禪師にいたる。

このとき、真実の仏法、まさ
に東漢に流演して節目にかか
はらぬむねあらはれき。とき

(10) 曹洞門下に於ける偽書については相当数のものがある。「陞座」卷(建長三年道元書)・「梅花嗣書」卷・「住山」卷(以上

はいすれも「正法眼藏」の名を冠するもの)、「永平業識図」・

「永平開山仮名法語」・「永平以呂波歌」(以上は「永平開山」の
名を冠するもの)、「大白峯記」等や、また各門派の室内切紙類
はその殆どが如淨・道元秘伝の記事を有つてゐる。江戸期、面

山・天桂等の宗学者により偽書の考証批判が行なわれており、
以後断続的にその真偽の考証が行なわれて現在に至つてゐる
が、その全体に亘る本格的な研究考証は著手されていないとい
うのが現状である。最近、桜井秀雄教授に依りその研究への動
きがみられるのは注目される可きである。(「教化研修」第十四号
・「教化に於ける世俗化の問題」永平開山の名を冠した偽書を
めぐって▽)。

(11) 石井修道氏(本学助手)は『宗学研究』(第十一号)に於いて、『聯灯会要』と大慧『正法眼藏』との関連性及び『三百則』
が多分に大慧『正法眼藏』を第一次出典とする事の考証がなさ
れている。ついで『研究紀要』(昭和四十六年・第三号・真字

「正法眼藏」の基づく資料について」には『三百則』全体に亘る引用出典語録一覧表を作成・発表されている。私は特にその発表の前年度（昭和四十五年）に仮刷の引用涉典表を一部恵与され、自らが作成しつつあつた出典涉獣表に、多大の指針を与えられた。是処に附記し、以つて謝意を表する。但し『三百則』の上巻・下巻が拈評本の古則を規準としての涉典である事より、これを伊勢本に依つて涉典する場合と、其処に出典決定に当つて幾分の相異するものが存する。是れに就いては本稿「序説」の項にも述べて置いた如く、本論稿では「第四章 正法眼藏三百則涉典考」として纏草しているのであるが、いまは触れないでおく。いずれ他の期を俟つて表示したいと思つている。